

# 特養等夜勤者処遇改善臨時交付金事業

## 目的

重度要介護認定者の介護を行う特養等における夜勤職員の処遇改善のため、独自で夜勤手当の増額を行う法人に対し補助金を交付することで、法人の負担を軽減しながら夜勤職員の処遇改善を推進し、特に確保が困難な夜勤者の離職防止と新たな人材確保を図ります。

## 対象者

- ①市内の介護機関を運営する法人で、令和7年3月31日までに夜勤に対し独自の手当を設けていた法人
- ②市内の特養等を運営する法人で、夜勤者の月あたりの夜勤回数に対して独自の規定を設け加算を行っている法人



## 補助内容

補助対象経費	補助限度額
① 介護職員の夜勤の回数に対して右欄に掲げる額(支給額がこの額を下回る場合は当該実績額まで)	・令和2年3月5日老発0305第6号で廃止となった特定処遇改善加算の対象であった法は200円を乗じた額 ・上記以外の法人は500円を乗じた額。
②市内の特養等を運営する法人で、夜勤者の月あたりの夜勤回数に対して独自の規定を設け加算を行っている法人	上限：4,000円 ※1回の夜勤手当の増額分ごとに2/3

## 申込方法

次の書類を飛騨市地域包括ケア課へ提出してください。

必要書類		申込期間
①②共通 1 申請 （1）交付申請書 （2）月別勤務予定表（施設ごとに年度中の各月の夜勤者数がわかるもの）	2 実績報告 （1）規定の実績報告書 （2）月別勤務表 ※請求は、年に1度	年1回

## 【お問い合わせ】

〒509-4221 飛騨市古川町若宮二丁目1番60号（ハートピア古川内）  
飛騨市役所 地域包括ケア課 地域医療係 電話 0577-73-6233